

**手続名**  
軽自動車税の減免申請手続

担当課・係（連絡先）

税務課・諸税係（049-251-2711 内線348）

**手続説明**

- ・概要  
身体障がい者等のために専ら使用する軽自動車、構造上専ら障がい者の方の利用に供する軽自動車、その他一定の条件に該当する場合は、軽自動車税の減免を行う制度です。
- ・要件
  - (1) 身体障がい者などの減免  
身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳および自立支援医療の受給者証（精神通院医療に限る）、戦傷病者手帳のいずれかをお持ちで、障害の程度が一定以上のかたのためにもっぱら使用される軽自動車など
  - (2) 生活扶助を受ける者の減免  
生活保護法の規定によって、生活扶助を受ける者が所有し、または使用する軽自動車など
  - (3) 構造・公益のために使用する軽自動車などの減免  
構造または、公益のため直接専用するものと認める軽自動車など
- ・提出期限  
納期限7日前まで

**必要書類**

- ・マイナンバー確認書類と本人確認書類  
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。  
[https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi\\_tetsuzuki/mvnumber/mynumber\\_seido/mainanba201410.html](https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mvnumber/mynumber_seido/mainanba201410.html)
- ・軽自動車税減免申請書
- ・軽自動車税（種別割）納税通知書
- ・車検証のコピー
- ・その他要件を満たすために必要な書類  
※要件により必要な書類が異なります。以下の手続詳細URLから手続の詳細を確認してください。

**手続詳細URL**

[https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi\\_tetsuzuki/07zeikin/keicar/2010-0520-1653-142.html](https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/07zeikin/keicar/2010-0520-1653-142.html)  
詳細は税務課諸税係にお問い合わせください。

<b>出張所での取扱い</b>	<b>木曜延長・休日開庁の取扱い</b>
なし	あり